

国立大学法人佐賀大学情報企画委員会規程

(平成22年12月22日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則（平成22年12月22日制定）第6条第2項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学情報企画委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 国の情報化政策の対応に関すること。
- (2) 中期計画に基づく情報戦略に関すること。
- (3) 情報セキュリティポリシーに関すること。
- (4) 本学のデータウェアハウスに関すること。
- (5) 本学の情報基盤の整備に関すること。
- (6) 本学の情報管理の基本方針に関すること。
- (7) その他国立大学法人佐賀大学情報戦略本部から付託を受けたこと。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究・国際貢献担当）
- (2) 附属図書館長
- (3) 教養教育運営機構長
- (4) 総合情報基盤センター長
- (5) 総合情報基盤センター副センター長
- (6) 高等教育開発センター長
- (7) 各学部（理工学部を除く。）から選出された教員 各1人
- (8) 工学系研究科から選出された教員 1人
- (9) 総務部長
- (10) その他学長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第4条 前条第7号、第8号及び第10号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第7号、第8号及び第10号の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、第3条第1号の委員をもつて充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、情報企画室が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年12月22日から施行する。

2 国立大学法人佐賀大学情報政策委員会規則（平成16年11月16日制定）は、廃止する。

3 この規程施行後、最初に選出される第3条第7号、第8号及び第10号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。